

- ・ご連絡ください
- ・家屋の新・増築や取壊しをしたとき
- ・土地利用形態を変更したとき

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めていますが、適切な課税を行うため、次のようなときはご連絡ください。

新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。

課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえ、お伺いします。

取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によってはそのまま課税されます)。土地の税額が変わる

こともありますので、お早めにご連絡ください。

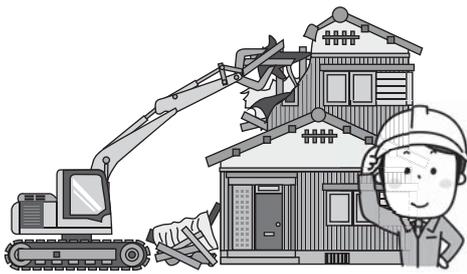
すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをした方は、連絡の必要はありません。

土地利用形態を変更したとき

土地の全部または一部の用途を変更した(駐車場にしたり、太陽光発電設備を設置した等)場合は、土地の税額が変わることもありますので税務課資産税班までご連絡ください。

問 税務課資産税班

☎(84) 1212



- 7月～9月
- 農地の違反転用防止
- 対策強化月間です

農地は、無許可で農地以外に転用することはできません。

違反転用を発見したときは、地権者などに対し是正指導などを行います。

また、違反転用をそのままにしておくと、3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることがあります。

農地を転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会までご相談ください。

問 農業委員会事務局

☎(84) 1242



- 7月は
- 「社会を明るくする運動」
- 「社会を明るくする運動」
- 強調月間です

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行をした人の立ち直りについてみんなで考え、犯罪や非行が起きない社会をつくろうという全国的な運動です。

みなさんのチカラで社会を明るくしましょう。

問 福祉課社会福祉班

☎(84) 1257



- 明るい選挙啓発作品
- を募集します

募集作品

▼ポスター

内容 明るい選挙を呼びかけるもの
画 材 描画材料は自由
大きさ 画用紙の四ツ切、八ツ切もしくはそれに準じる大きさ

▼標語

内 容 きれいな選挙の推進または棄権防止の呼び掛けを表すもの(一人2点まで)

字 数 20字以内

対 象

ポスター・標語…小学校児童、中学校・高等学校の生徒

申込期限

9月8日(水)

申 問 選挙管理委員会

☎(84) 1211

